

証券コード 6022
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式 赤阪鐵工所

代表取締役会長兼社長 杉 本 昭

第124期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県焼津市柳新屋670番地の6
当社センタービル 3階 会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第124期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき当社WEBサイト (<https://www.akasaka-diesel.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス <https://www.akasaka-diesel.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主に対する安定配当の継続を基本方針とし、業績及び経営環境等を総合的に勘案した配当の実施を考えております。

第124期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえ、当期の業績と経営体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は40,767,390円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>第2条</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条はなお効力を有する。</p> <p><u>第3条</u> 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会に日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	(再任) すぎもと あきら 杉本 昭 (1946年11月17日生)	1968年 3月 当社入社 1999年 1月 当社ディーゼル技術部長 1999年 6月 当社技術本部長 2002年 6月 当社取締役技術本部長 2007年 8月 当社代表取締役常務取締役技術本部長 2008年 6月 当社代表取締役専務取締役 2014年 6月 当社代表取締役副社長技術・製造・製品・品質管掌 2016年 6月 当社代表取締役副会長 2018年 6月 当社代表取締役会長 2019年 7月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	1,420株
	(選任理由)	杉本昭氏は技術部門に携わるなど豊富な業務経験を有しており、2007年からは当社代表取締役として当社の経営を取りまとめております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といいたします。	
2	(再任) さか ぐち かつ ひこ 阪 口 勝 彦 (1959年6月21日生)	1985年 4月 三菱重工業株式会社神戸造船所入社 2013年 4月 同社原動機事業本部船用機械・エンジン事業部船用ディーゼル部主管技師 2013年10月 三菱重工船用機械エンジン株式会社船用エンジン事業部副事業部長 2014年10月 当社に移籍、営業本部長付部長 2015年 7月 当社執行役員製品本部副本部長兼サービスグループリーダー 2016年 6月 当社取締役執行役員製品本部長 2018年 6月 当社常務取締役執行役員技術本部長 2021年 6月 当社常務取締役執行役員技術製造本部長（現任）	300株
	(選任理由)	阪口勝彦氏は2サイクル機関の開発で培った幅広い知識を有しております。2016年からは当社取締役執行役員として業務し、現在は主に技術製造部門を取りまとめております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といいたします。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	(再任) 塚本義之 (1961年1月16日生)	1983年4月 株式会社静岡銀行入行 2013年4月 同行菊川支店長 2014年7月 当社に出向、総務本部長付部長 2015年7月 当社執行役員総務本部副本部長 2016年6月 当社取締役執行役員総務本部長 2018年6月 当社常務取締役執行役員総務本部長 (現任)	300株
	(選任理由)	塚本義之氏は金融機関従事で培った幅広い知識を有しております。2016年からは当社取締役執行役員として業務し、現在は主に総務経理部門を取りまとめております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。	
4	(再任) 渡瀬守 (1962年4月18日生)	1985年10月 当社入社 2012年7月 当社技術グループ部長 2016年7月 当社執行役員製品本部副本部長 2018年6月 当社取締役執行役員製造本部長 2021年6月 当社取締役執行役員品質保証本部長 (現任)	200株
	(選任理由)	渡瀬守氏は当社入社以後、主に技術部門に携わり、2018年からは当社取締役執行役員として業務し、現在は主に品質保証部門を取りまとめております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。	
5	(新任) 斉藤隆夫 (1965年11月13日生)	1984年4月 当社入社 2016年7月 当社営業部部長 2018年7月 当社執行役員営業本部副本部長 (現任)	1株
	(選任理由)	斉藤隆夫氏は当社入社以後、主に営業部門に携わり、2018年からは当社執行役員として業務し、現在は主に関及び部分品・修理営業を担当しております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、新たに取締役候補者といたします。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	(再任) あか さか はる ひさ 赤 阪 治 恒 (1971年9月27日生)	2001年4月 当社入社 2009年7月 当社製造本部本部長付 2010年1月 当社技術本部本部長付 2010年6月 当社取締役営業部長 2014年6月 当社常務取締役営業管掌 2016年6月 当社代表取締役社長 2019年7月 当社取締役(現任) 2019年7月 駿南鐵工株式会社代表取締役(現任)	46,107株
	(選任理由)	赤阪治恒氏は当社入社以後、様々な部門に携わり2010年からは当社取締役に就任。2019年からは、関係会社の駿南鐵工株式会社代表取締役に就任しております。これらの経験・実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたします。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	(再任・社外) にしむら 西村 やす子 (1968年6月4日生)	1997年5月 西村司法書士事務所開業 2008年1月 司法書士法人つかさ設立代表社員(現任) 2013年4月 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会理事兼静岡県支部長(現任) 2014年12月 株式会社CREASTYLE 設立代表取締役(現任) 2015年7月 株式会社CREAFARM設立代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2018年2月 株式会社ふじのくに物産設立代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役	一 株
	(選任理由)	西村やす子氏は経営コンサルタント、法務コンサルタントとして静岡経済界に幅広いネットワークがあり、自らも起業した豊富な経験や知見を有しております。社外取締役として取締役会において有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しております。また、同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・適切性の確保と透明性の向上に繋がり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたします。また、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	(再任・社外) の ずえ じゅ いち 野 末 寿 一 (1960年8月15日生)	1987年4月 弁護士登録 1990年12月 加藤法律特許事務所（現静岡のぞみ法律特許事務所）入所（現任） 1996年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1996年10月 弁理士登録 2005年4月 株式会社ミスミグループ本社社外監査役（現任） 2015年3月 静岡ガス株式会社社外取締役（現任） 2015年6月 レック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス株式会社社外取締役 レック株式会社社外取締役（監査等委員）	— 株
	(選任理由)	野末寿一氏は弁護士として企業法務の分野に関して法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験から高度な法的専門性、幅広い視野及び高い知見を有しております。社外取締役として取締役会において有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しております。また、同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・適切性の確保と透明性の向上に繋がり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたします。また、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。	

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 西村やす子氏及び野末寿一氏は社外取締役候補者であります。
なお、西村やす子氏及び野末寿一氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
西村やす子氏及び野末寿一氏は、現に東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 3 西村やす子氏及び野末寿一氏は当社又は当社の関係会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
- 4 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 5 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 6 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 7 西村やす子氏及び野末寿一氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
- 8 西村やす子氏及び野末寿一氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 西村やす子氏 6年
野末寿一氏 4年
- 9 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る役員の損害（損害賠償金や和解金、弁護士費用等の争訟費用）、及び「言いがかり訴訟」や「いやがらせ訴訟」に巻き込まれ、法律上の損害賠償責任が発生しない場合にも、防衛のために要した争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

[2021年4月1日から
2022年3月31日まで]

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルスの感染者は、ワクチン接種の拡大等により減少の兆しもみられましたが、その後、新たな変異株による感染の再拡大により、依然として先行きの不透明な状況で推移しました。また、年度後半にはウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まり及び円安によるエネルギー・原材料価格の上昇により、今後の景気を更に下押しするリスクとして留意が必要な状況にあります。

海運業界は、海運市況の高騰を受けて海外船社を中心に業績が改善しております。しかしながら、ウクライナ情勢や中国の新型コロナウイルス再拡大に伴う大規模な都市封鎖等の不透明な要因もあることから、引き続き注視が必要な状況にあります。

造船業界は、円安の進行が業績改善に繋がっているものの、コロナ禍からの経済再開による物価上昇にウクライナ情勢の影響によるエネルギー・原材料価格の上昇が鋼材価格の高騰に拍車をかけ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社の経営成績は、前事業年度の営業活動の制限により主機関の生産台数が大幅に減少したこと及び部分品・修理工事等の売上が当初計画未達となったことで、売上高は63億99百万円（前期比19.9%減）となりました。一方、主機関の製造コスト削減、経費削減による販売費及び一般管理費の減少及び助成金収入等の営業外収益が当初計画を大幅に上回った結果、経常利益1億97百万円（前期は経常損失1億45百万円）となりました。

また、保有株式の見直しにより保有意義の薄れた株式を売却し特別利益として投資有価証券売却益53百万円を計上しました。しかし、特別損失として棚卸資産評価損43百万円を計上いたしました。これは、ウクライナ情勢によりロシアに対して各国から経済制裁が科されており、現時点でその影響を完全に予測することが困難な状況から、ロシア向け主機関の納入が不透明になったことにより計上したものであります。この結果、当期純利益1億66百万円（前期は当期純損失2億34百万円）となりました。

次に、当事業年度の部門別売上高につきましては、下記のとおりであります。

- 船用部門のうち主機関は、前期に比べ17台減少した結果、当事業年度の売上高は16億60百万円（前期比57.5%減）となりました。
部分品及び修理工事並びに船用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、新型コロナウイルス感染症長期化の影響により営業活動も制限され、売上高35億67百万円（前期比9.5%増）となりました。
- 陸上部門も、コロナ禍の逆風の中での営業活動の結果、鋳造品は7億31百万円（前期比56.3%増）、産業機械等加工組立工事は3億46百万円（前期比45.3%増）となり陸上部門全体の売上高は12億13百万円（前期比48.0%増）となりました。

来期の見通しといたしましては、先行きに対する慎重な見方により需要の回復は滞っており、主機関の受注台数の回復は依然として望めない状況にあります。更にウクライナ情勢の影響によるロシアに対する経済制裁により計画していたロシア向け主機関及び部分品の販売にストップがかかり、当社経営への影響も少なくありません。そのような状況下、5ヵ年の中期経営計画の2年目として、経営の基本方針としております「挑む」「変える」「育てる」のキーワードを軸に施策を更に推し進めるべく、従来の枠から一步踏み出す「プラス・ワン」とやるべきことの期限と達成レベルを最優先とする「タイムリミット・バリュー」を加え社員の意識改革を図ってまいります。脱炭素社会実現や自律運航船の実用化に向けた技術開発を推し進め、ウィズ・ポストコロナの中での持続的成長と社会課題の解決を通じて企業価値を高め、当社ブランド力の向上を図ってまいります。

このような見通しのもと、来期は売上高65億円、経常利益30百万円、当期純利益20百万円を計画しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資総額はリースを含めて3億8百万円であります。

その主なものは、V形スライド横型マシニングセンタ1億6百万円、3DCADソフト41百万円、ガス試験機改造工事21百万円、工場受変電設備17百万円及びLO配管ライン改造工事13百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第121期 2018年度	第122期 2019年度	第123期 2020年度	第124期(当期) 2021年度
売 上 高 (百万円)		9,406	9,667	7,986	6,399
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)		7	28	△145	197
当期純利益(△純損失) (百万円)		△46	48	△234	166
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)		△30.57	32.36	△177.37	125.50
総 資 産 (百万円)		12,663	12,128	11,768	11,513
純 資 産 (百万円)		8,230	7,789	7,682	7,812

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を対処すべき課題として捉えて、当社のあるべき姿の実現に向けて課題の克服に継続的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ 主機関の国内シェア奪還と販売領域拡大。
- ・ 環境負荷低減機関の開発、省力化システムの開発。
- ・ 脱炭素化に向けた製造体制構築。
- ・ 品質システムの機能充実、管理力・技術力・技能向上。
- ・ 業務改革・生産体制効率化による収益を生み出す組織づくり。
- ・ SDGs達成に向けた事業活動の実践。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

一般貨客船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、船舶用防音室・防音床、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計等諸機械器具の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

本 社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の6
中 港 工 場	静岡県焼津市中港四丁目3番1号
豊 田 工 場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営 業 所	東京都千代田区、焼津市、今治市
出 張 所	福岡市

② 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276名	6名減	41.44歳	17.05年

(注) 使用人数は就業人員（常用パートを含む）であります。

(7) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	354百万円
株 式 会 社 清 水 銀 行	223 //
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	188 //
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	84 //
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	42 //

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,540,000株 |
| ③ 株主数 | 1,123名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア カ サ カ 共 栄 会	229 千株	16.8 %
DNB BANK ASA CLIENT ACCOUNT	97 //	7.1 //
株 式 会 社 静 岡 銀 行	64 //	4.7 //
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	64 //	4.7 //
東 京 ア カ サ カ 共 栄 会	62 //	4.6 //
赤 阪 治 恒	46 //	3.3 //
赤 阪 雄 一 郎	45 //	3.3 //
株式会社ジャパンエンジンコーポレーション	41 //	3.0 //
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	34 //	2.5 //
久 門 喜 久 男	25 //	1.8 //

(注) 当社は、自己株式181千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	杉 本 昭	
常 務 取 締 役	阪 口 勝 彦	執行役員技術製造本部長
常 務 取 締 役	塚 本 義 之	執行役員総務本部長
取 締 役	渡 瀬 守	執行役員品質保証本部長
取 締 役	折 尾 幸 司	執行役員営業本部長
取 締 役	赤 阪 治 恒	駿南鐵工株式会社代表取締役
取 締 役	西 村 や す 子	司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役
取 締 役	野 末 寿 一	静岡のぞみ法律特許事務所弁護士 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス株式会社社外取締役 レック株式会社社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	美 澤 啓 介	
監 査 役	鈴 木 明 雄	
監 査 役	伊 藤 誠 哉	平和みらい株式会社社外取締役
監 査 役	中 野 良 治	

- (注) 1. 取締役西村やす子氏及び取締役野末寿一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤誠哉氏及び監査役中野良治氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役伊藤誠哉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
原 野 谷 昌 弘	執行役員技術製造本部副本部長	調達・生産管理・工程担当、プラント営業担当
斉 藤 隆 夫	執行役員営業本部副本部長	主機関及び部分品・修理営業担当

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る役員の損害（損害賠償金や和解金、弁護士費用等の争訟費用）、及び「言いがかり訴訟」や「いやがらせ訴訟」に巻き込まれ、法律上の損害賠償責任が発生しない場合にも、防衛のために要した争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を決定しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

基本報酬（月例の固定金銭報酬）については取締役の役位に応じて設定される基準額に各事業年度の業績見込み等を参考に決定いたします。

株式報酬（非金銭報酬）は、株式給付信託を採用しており、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントの数に応じて、役員を退任した時に当社株式を交付いたします。

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において役員報酬に関する決議を行い出席取締役の承認のもと代表取締役会長兼社長杉本昭に一任されて決定しております。委任内容は、役員報酬規程に沿って役員報酬を定めることとなります。

代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が適しているからであります。取締役会は、代表取締役によって適切に報酬が行使されるよう、報酬額決定の妥当性について、社外取締役に審議をいただいたうえで決定することとしております。当該措置により、恣意的な決定はなされずに各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定されております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	86 (6)	78 (6)	7	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	26 (7)	26 (7)	—	4 (2)
合 計	112	105	7	12

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額7百万円は非金銭報酬等に記載しております。
5. 取締役の株式報酬制度は、2018年6月27日開催の第120期定時株主総会において導入の決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

西村やす子氏の兼職先である株式会社ふじのくに物産と商品企画に関するアドバイザー契約を締結しております。その他の社外役員兼職先各社と当社との間に取引等の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村やす子	当事業年度開催の取締役会15回中14回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
取締役	野末寿一	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、弁護士、他社の社外取締役・監査役としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
監査役	伊藤誠哉	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席し、また当事業年度開催の監査役会14回中14回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。
監査役	中野良治	当事業年度開催の取締役会15回中15回出席し、また当事業年度開催の監査役会14回中14回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

業務執行者から独立した客観的な立場で取締役会に出席し、会社経営について意見を述べ決議事項に参加及び取締役の報酬についての審議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(a) 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

当社は、船用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。以上の経営方針を実現するため、以下の施策に経営資源を重点的に投下することで企業価値向上を図ります。

また、今後も従来と変わらず中長期観点から、株主に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

- ① 営業戦略 …販売領域拡大と戦略的拡販、営業支援システム導入
- ② 技術開発 …ゼロエミッション機関の開発、自動運航対応技術の開発
- ③ 製造工場改革…脱炭素化に向けた製造体制構築、将来に向けた設備体制・
人員体制の構築
- ④ 業務改革 …生産効率の向上、人事政策、営業拠点の見直し
- ⑤ 事業の多柱化…防音室・防音床等船内環境製品の販売拡大、
エネルギー関連事業・成長分野への参入

(b) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、2012年6月28日開催の第114期定時株主総会より取締役の人員を8名以内とし、2012年7月1日より執行役員制度を導入しております。また、2016年6月29日開催の第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の4名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行うものに対して、これを防止するための具体的な取組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、当該大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報および検討のための時間を確保するよう努める等、会社法および金融商品取引法等の関係法令に則り必要かつ相当な措置を講じてまいります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

単位 千円 (未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産	7,149,881	1 流動負債	2,636,186
現金及び預金	2,561,834	支払手形	46,988
受取手形	263,374	電子記録債権	129,275
電子記録債権	480,483	買掛金	968,050
売掛金	1,365,097	短期借入金	174,980
材料及び貯蔵品	435,926	社債(一年以内償還)	40,000
仕掛品	2,011,789	長期借入金(一年以内返済)	227,514
前払費用	2,354	リース負債	13,387
その他の流動資産	31,007	未払金	119,370
貸倒引当金	△1,986	未払費用	253,448
		未払法人税等	56,011
		契約負債	314,564
		賞与引当金	139,800
		製品保証引当金	54,926
		注損失引当金	47,760
		その他の流動負債	50,109
2 固定資産	4,363,464	2 固定負債	1,065,025
有形固定資産	2,834,356	社長期借入金	120,000
建築物	1,233,166	リース負債	500,566
構築物	105,822	退職給付引当金	100,456
機械及び装置	434,200	役員株式給付引当金	29,097
車両及び運搬具	7,363	執行役員退職慰労引当金	30,305
工具器具及び備品	87,951	繰延税金負債	2,250
土地	858,347	その他の固定負債	167,885
リース資産	103,904		114,463
建設仮勘定	3,600	負債の部計	3,701,212
無形固定資産	134,191		
ソフトウェア	128,994	純資産の部	7,537,550
その他の無形固定資産	5,196	1 株主資本	7,537,550
投資その他の資産	1,394,917	資本剰余金	1,510,000
投資有価証券	950,799	資本準備金	926,345
関係会社株式	9,052	利益剰余金	926,345
出資	373	利益準備金	5,538,330
長期貸付金	23,050	その他利益剰余金	377,500
破産更生債権等	6,709	固定資産圧縮積立金	5,160,830
前払年金費用	313,166	別途積立金	64,605
その他の投資	113,667	繰越利益剰余金	3,930,030
貸倒引当金	△21,901	自己株式	1,166,193
			△437,126
		2 評価・換算差額等	274,583
		その他有価証券評価差額金	274,583
資産の部合計	11,513,346	純資産の部計	7,812,133
		負債・純資産の部合計	11,513,346

損 益 計 算 書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

単位 千円 (未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		6,399,755
売上原価		5,060,059
売上総利益		1,339,696
販売費及び一般管理費		1,304,541
営業利益		35,154
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	32,144	
助成金収入	90,155	
支払補償費戻入	25,907	
その他	25,149	173,519
営業外費用		
支払利息	10,611	
その他	1,046	11,658
経常利益		197,015
特別利益		
投資有価証券売却益	53,984	53,984
特別損失		
棚卸資産評価損	43,808	43,808
税引前当期純利益		207,191
法人税、住民税及び事業税	43,393	
法人税等調整額	△2,397	40,995
当期純利益		166,195

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 赤 阪 鐵 工 所
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人
名古屋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 田 貴 彦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 本 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社赤阪鐵工所 監査役会

常勤監査役 美 澤 啓 介 ㊟

監 査 役 鈴 木 明 雄 ㊟

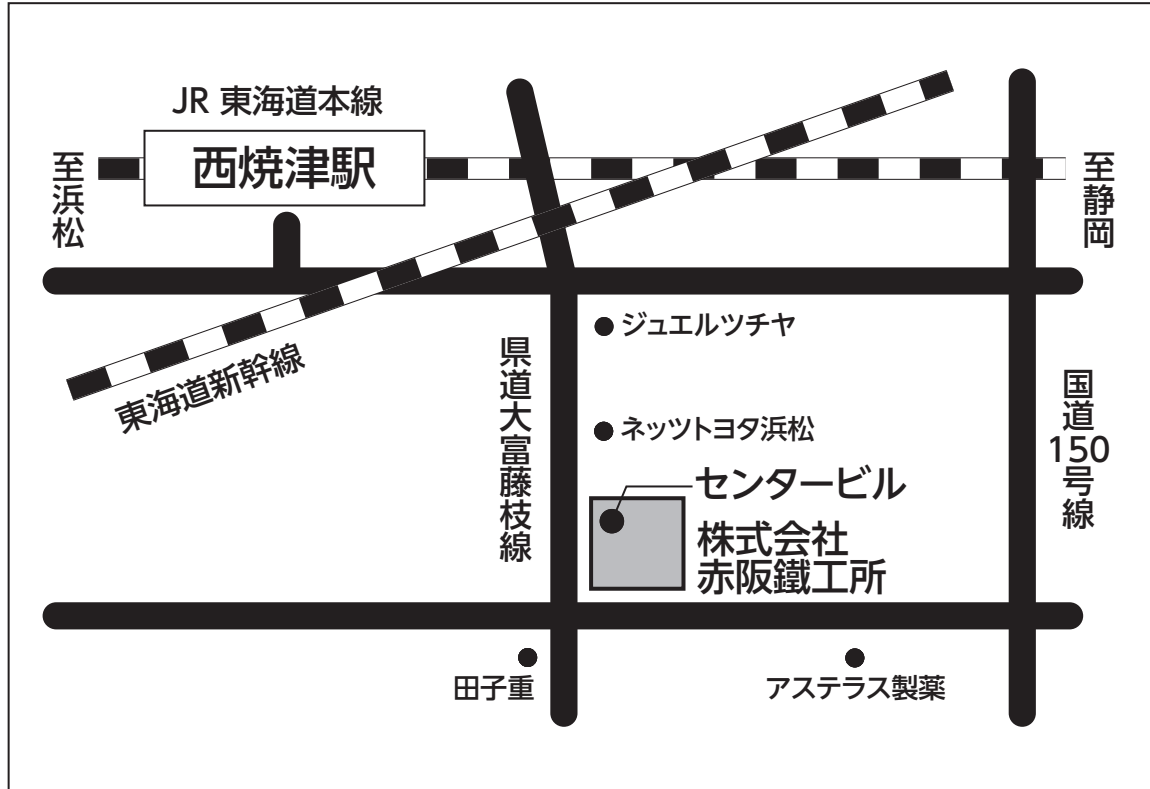
社外監査役 伊 藤 誠 哉 ㊟

社外監査役 中 野 良 治 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県焼津市柳新屋670番地の6 赤阪鐵工所センタービル3階
お問い合わせ先 電話 (054) 685-6081



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。感染予防の観点からご出席については、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

J R 東海 西焼津駅南口下車 徒歩 8 分

お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門よりお入りください。